# 長久手市ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1　目的

本業務は、長久手市（以下「本市」という）のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、ふるさと納税ポータルサイトの運用、返礼品の企画・開発、発注・配送管理及び寄附者からの問合せ対応等の多岐にわたる業務について、ふるさと納税に関する専門的な知識、ノウハウ、技術及び豊富な運用実績を有する民間事業者に委託することにより、業務を効率的かつ効果的に運用し、寄附金の増加を図るとともに、魅力ある返礼品の開拓・開発を通じた市内事業者の販路拡大につなげ、本市全体として地域経済の活性化を図ることを目的とする。

ふるさと納税による寄附金は、本市における重要な自主財源の一つであり、厳しい財政状況の中、寄附金の増加を図ることは、市民サービスの維持・向上につながる重要な施策である。また、ふるさと納税を通じて本市の魅力を市外に発信し、本市を応援する関係人口の創出・拡大や、市内事業者の新たな販路の開拓につなげることも期待される。

このため、本業務の受託者の選定に当たっては、価格のみをもって判断するのではなく、ふるさと納税に関する業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性及び業務遂行能力等を総合的に評価し、本業務の目的を達成するために最も適した事業者を選定する必要がある。

以上を踏まえ、本業務の実施に当たり、対象業務に対する理解度、提案内容、実施体制、実績等を総合的に評価し、本市にとって最も適した事業者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続を定めるものである。

## 2　業務の概要

別紙「長久手市ふるさと納税支援業務委託 仕様書」のとおり

## 3　業務履行期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※契約候補者決定（令和８年 12 月 22 日（火）予定）から履行開始（令和９年４月１日）前までは業務開始に向けた準備期間とし、これに関わる委託料は発生しないものとする。

※本契約の履行結果が良好な場合、令和 10 年度以降も本業務について、単年度毎に随意契約を締結することができるものとする。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

## 4　提案限度額

寄附額の７％（消費税及び地方消費税を含まない）

5　令和９年度想定寄附金額

１５０，０００千円（予定）

6　参加資格要件

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑵　長久手市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、以下の資料を提出し、内容を確認できた場合に参加を認める。

ア　履歴事項全部証明書

イ　納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その３の３）

ウ　納税証明書（愛知県税）

法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税（旧自動車税種別割を含む。）の直近の納税証明書（未納の税額がないこと）又は愛知県に納税義務のないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書

エ　納税証明書（市税）

市内に本店又は営業所を有する場合、納税義務を有する全ての市税についての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

オ　その他必要と認める書類

⑶　「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年１２月２５日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑷　長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

⑹　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

⑺　直近３年間（令和６年度から令和８年度）において、５自治体以上からふるさと納税事業（同種の業務）を受託していること。

7　スケジュール　（予定）

| 内容 | 日程 |
|---|---|
| 実施要領の公表<br>（市ホームページに掲載） | 令和８年１０月２３日（金） |
| 質問の受付期限 | 令和８年１１月９日（月） |
| 質問の回答 | 令和８年１１月１２日（木） |
| 参加申込期限 | 令和８年１１月１９日（木） |
| 参加資格審査結果通知 | 令和８年１１月２４日（火） |
| 企画提案書等提出期限 | 令和８年１２月４日（金） |
| 選定委員会（プレゼンテーション）開催 | 令和８年１２月１８日（金） |
| 選定結果通知（契約候補者決定） | 令和８年１２月２２日（火） |
| 事業履行に向けた準備期間 | 契約候補者決定から令和９年３月末まで |
| 契約の締結及び履行開始 | 令和９年４月１日（木） |

8　質問及び回答

⑴　提出方法

本実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は、質問内容を記入のうえ、電子メールで提出してください。

※様式は任意

※電子メールの件名は、「ふるさと納税支援業務委託質問（事業者名）」とし、送信後に電話連絡を行うこと。

⑵　提出期限

令和８年１１月９日（月）午後４時まで（必着）

⑶　提出先

「16　問合せ先（担当課）」と同じ

⑷　回答方法

令和８年１１月１２日（木）に長久手市ホームページに質問内容と回答を掲示します。

9　参加申込の方法

⑴　提出書類

参加申込書（様式第１号）

令和７・８年度長久手市入札参加資格者名簿に登録がない場合においては、「6　参加資格要件　⑵」に掲げる書類を提出すること。なお、証明書は公募を公表した日から前３か月以内に発行されたものに限る。

⑵　提出方法

持参またはメールにて提出

⑶　提出期限

令和８年１１月１９日（木）午後４時まで（必着）

⑷　提出先

「16　問合せ先（担当課)」と同じ

※電子メールの件名は「ふるさと納税支援業務委託参加申込（事業者名)」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で確認すること。

10　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

参加資格を有する事業者は、次の企画提案書等を提出すること。なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めない。

ア　企画提案書

原則Ａ４サイズ片面 15 枚以内（表紙及び「イ　見積書」は制限枚数から除く。）とし、ページ番号を付与した上で綴じること。また、内容には次の①から⑤の項目を必ず含むこと。

①会社概要

②同種業務実績

直近５年（令和４年度から令和８年度）の主な実績を記載すること

③実施体制

業務を適正かつ確実に遂行できる人員、体制の確保、業務担当責任者等の経歴、ふるさと納税に係る業務実績、現在の手持ち業務

④実施方針

・返礼品開拓、拡充のための工夫

・寄附増加に繋がる工夫

⑤仕様書にないが、業務に対して有効な独自提案等

イ　見積書（様式任意、押印要）

下記項目を記載すること。

・委託料率（上限７％）

⑵　提出方法及び提出部数

・紙媒体で正本１部、副本６部（両面印刷可）

・電子媒体で１ 部

⑶　企画提案書等の著作権等の取扱い

ア　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ　市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとす

る。

ウ　市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手町条例第２４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

⑸　提出方法

「16　問合せ先（担当課)」と同じ

電子メールの件名は「ふるさと納税支援業務委託企画提案書（事業者名)」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で確認すること。

⑹　提出期限

令和８年１２月４日（金）午後４時まで ※期限厳守

11　失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

⑴　参加資格要件を満たしていない場合

⑵　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑶　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

⑷　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12　審査方法及び評価基準

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル選定委員会がプレゼンテーション審査を実施する。ただし、企画提案書等の提出者が６者以上に及ぶ場合は、書類審査を行い、上位５者をプレゼンテーション審査の対象者とする。書類審査を行った場合の結果及びプレゼンテーション審査の詳細については、令和８年12月10日（木）までに、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛に、電子メールで通知するものとする。

⑴　プレゼンテーション審査の実施について

企画提案書等について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。なお、プレゼンテーション審査では、提出済みの企画提案書等のみを用いることとし、新たな資料の追加や差し替えは行わないこと。

ア　開催日時

令和８年12月18日（金）午後１時30分から（予定）

イ　開催場所

長久手市役所会議室棟２階Ｈ会議室

ウ　実施内容

(ｱ)　１者ずつ、持ち時間を説明10分、質疑応答10分の計20分として実施する。

(ｲ)　プロジェクターは市で準備するが、パソコンその他の必要な機器は、提案者で準備すること。

(ｳ)　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて３名までとする。

⑵　審査方法

選定委員会では、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、総合的に評価を行った上で、最も高い評価となった者を契約候補者に選定する。

⑶　審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

13　審査結果の公表

審査結果は、全ての提案者に書面にて通知する。併せて、市ホームページで公表する。

※審査結果に対する質疑や異議には応じない。

14　契約の締結

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

15　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

⑶　提出された書類は返還しない。

⑷　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

⑸　この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しない。

16　問合せ先（担当課）

長久手市市長公室企画政策課行政マーケティング推進室

住所　　〒480-1196　長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話番号　0561-56-0634（直通）

E-mail　　seisaku@nagakute.aichi.jp